

1. 事故発生日時 令和7年4月21日(月) 10時00分頃
2. 事故発生場所 紀の川市窪地内
3. 工事内容 工事名: 河川整備工事
工期: 令和6年11月22日～令和7年8月13日
4. 受注者 県内建設業者
5. 災害分類 労働災害(工事関係者1名負傷)

6. 事故発生状況

本工事で使用する護岸の間知ブロックを現場内に2段に積んで仮置きしていたが、整頓された状態ではなかった。

作業員1名(以下「被災者」という)が上段の間知ブロック(36kg/個)を揃えるために持ち上げたところ、隣の間知ブロックに当たり、それが被災者の左足に落下し、左第5中足骨を骨折(5週間の安静固定加療)した。(添付資料①参照)

7. 事故原因

間知ブロックを2段に積んでいたことかつ整頓せずに仮置きしていたことが原因と考えられる。

8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

○岩出警察署は事件性がないと判断した。

○橋本労働基準監督署は是正勧告書及び指導票を発行する必要のない事故であり、本人の不注意で発生した事故であるため現場確認は不要との見解であった。

9. 本件における改善対策

- ・ヤードの広さと施工量を勘案して間知ブロックの搬入量を調整し、平積みで仮置きした。(添付資料②参照)
- ・他に落下の危険がある資材等がないか現場内の点検を実施した。

10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

○資材の仮置き時に多段に積む際には、資材の落下により労働者に危険を及ぼすことがないよう整頓すること。また仮置きヤードに余裕がある場合は平積みとすること。

▶ 安全管理者の巡視

- ・ 安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- ・ 事業者は、安全管理者に対し、安全に関する措置をなし得る権限を与えなければならない。

(安衛則第6条)

▶ 安全管理活動

日々の建設作業において、各種の事故を未然に防止するために次に示す方法等により、安全管理活動を推進すること。

- ① 事前打合せ、着手前打合せ、安全工程打合せ
 - ② 安全朝礼(全体的指示伝達事項等)
 - ③ 安全ミーティング(個別作業の具体的指示、調整)
 - ④ 安全点検
 - ⑤ 安全訓練等の実施
 - ⑥ 工事関係者における連携の強化
- (1) 設計、施工計画、施工の連携の強化を図ること。
 - (2) 各種作業において設定した設計条件あるいは施工計画における条件と変化する現場の条件を常に対比し、不都合がある場合は、適宜相互確認のうえ対処すること。
(土木工事安全施工技術指針第6章総則第4節工事現場管理7.安全管理活動)